

## 三世代ファミリー同居等促進事業補助金の申請手続きの流れ

STEP・0 新築等の契約を締結するまでに、町 HP やチェックシートを使って対象、条件等を確認。

STEP・1 平成 27 年 7 月 1 日以降に住宅の新築、売買、増改築にかかる契約書を締結、工事等が完了、引渡し済み、三世代での同居等を開始したら

### →三世代ファミリー同居等促進事業補助金事前申込書(様式第1号)及び 承諾書兼宣誓書(様式第2号)を提出

※添付書類

- 承諾書兼宣誓書(様式第2号)
- 工事請負契約書又は売買契約書の写し(契約年月日が確認できるもの)
- 家屋平面図(改修の場合は、工事前後の図)
- 登記事項証明書(所有者が確認できるもの)コピーで可
- 領収書等、新築等に要した費用がわかる書類
- 納税証明書(非課税の場合はそのことを証する証明書)  
※三世代同居・準同居を開始した年に他市町村から転入してきた方の分のみ
- 完成写真(改修の場合は実施前の写真も必要)
- 子を妊娠中の場合は母子健康手帳の写し(保護者の氏名がわかるページ)
- 併用住宅の場合は新築等を行った住宅の図面(住宅部分と住宅以外の部分ができるもの)

※申込み期限は三世代同居・準同居を開始した年の翌年の1月15日です。  
この期限までに申込みがない場合は補助金が交付できませんので、ご注意ください。

○受理した申込書の内容を審査し、適当であると審査された場合は、2月上旬に「交付予定通知書」をお送りします。

STEP・2 交付予定通知書の交付を受けたら、

### →通知書に記載の期日までに三世代ファミリー同居等促進事業補助金交付申請書兼実績報告書(様式第4号)を提出

○その内容を審査し、適当であると認めた場合は、三世代ファミリー同居等促進事業補助金交付決定兼確定通知書(様式5号)をお送りします。

STEP・3 三世代ファミリー同居等促進事業補助金交付決定兼確定通知書の交付を受けたら

### →三世代ファミリー同居等促進事業補助金交付請求書(様式第6号)を提出

○提出を受けてから概ね1ヶ月で指定口座に補助金を振り込みます。

申請先・問合せ先  
石川県河北郡津幡町字加賀爪二3  
津幡町総務部企画課  
TEL: (076) 288-2158(直通)  
FAX: (076) 288-6358